

令和3年度

学校教育計画



大阪府立阪南高等学校

(普通科・全日制の課程)

(web ページ掲載用)

目 次

1	学校教育活動の方針	3
	(1) 学習指導の方針	
	(2) 特別活動の方針	
	(3) 道徳教育及び生徒指導の方針	
	(4) 進路指導の方針	
	(5) 人権尊重の教育の方針	
	(6) 健康管理と指導の方針	
	(7) 学校組織の運営方針	
	(8) 教員の研修方針・研修計画	
2	校務分掌	7
	(1) 校務分掌表	
	(2) 各種委員会	
	(3) 学年主任、ホームルーム担任一覧表	
	(4) 生徒会活動、部活動担当者（顧問）一覧表	

1 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針

令和4年度から年次進行で開始される新しい学習指導要領をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」を軸に学習指導を展開する。どの教科でも必須となる「書くこと」「読みこと」については、国語科を中心にその力の醸成を図る。教育活動全般を通して、国際理解教育を重視し、コースによらず外国語の力を育む。また、生徒の興味・関心をふまえつつ、教科横断的な学習も取り入れ、生徒の学びの力を育む。さらに ICT を活用し、個別最適な学習や協働的な学びの展開を積極的に実施する。

(2) 特別活動の方針

①学習指導の方針

- a) 基礎的な生活集団であるホームルームにおいて、生徒に豊かで充実した楽しい学校生活を経験させることを通して、友情と連帯性を高め、集団の一員として、また、社会人としてのふさわしい態度や行動を学ばせる。
- b) ロングホームルーム活動は、統一テーマを設定して生徒の討議等を活発にし、一人ひとりの生徒が学校生活に適応するように指導する。
- c) 各教科・科目との関連を図りながら、集団生活の中で自主的・自律的な態度が育成できるよう、全体として調和のとれた指導計画を作成する。
- d) 学校行事や生徒会関係の行事の充実を図り、生徒のさまざまな要求に応えるとともに、その文化的知識の変革を図る。
- e) 「部活動」を活発にし、技術の向上とともに、好ましい人間関係と自主性や主体性、個性を育成する。専門的指導者がいない一部のクラブについては外部指導者を活用する。
- f) 生徒の自発的活動を伸ばし人間としての在り方生き方を学ぶ機会として、校内だけでなく、地域社会等のボランティア活動にも積極的に参加するよう指導する。
- g) すべての教職員がホームルーム活動をはじめ、特別活動の意義に対する認識を深め、その運営についての研修と研鑽に努める。

②本年度の具体的取組計画

- a) 毎週木曜日の6限を「ホームルーム活動」とし、その他の「行事」（演劇鑑賞、講演会など）の活動の時間に充てる。
- b) ホームルーム活動については、心身ともに健全な社会的人格形成の場とするために、生徒ホームルーム委員会を設け、年間の企画・運営に当たらせることにより、自主的に活動する力を伸ばす。各行事について、体育祭については体育委員会による体育祭実行委員会を組織、文化祭については文化祭実行委員会を組織し、生徒の自主性の涵養とリーダーとしての資質の育成をめざす。
- c) めざす成果指標については、以下の2つとする。
学校教育自己診断の行事・部活動に関する項目での満足度を高める。
学校運営協議会の委員の意見聴取により評価を確認する。

(3) 道徳教育および生徒指導の方針

①学習活動の方針

- a) 「組織の中の一人」という自覚をもたせると共に責任感をつける。
- b) 相手の気持ちを考えた言動をさせる。
- c) 挨拶を基本とし、コミュニケーション能力を向上させる。
- d) 基本的な生活習慣を身につけさせる。
- e) 登下校の事故防止を徹底する。
- f) 自立した生徒を育成する。

②本年度の具体的取組計画

- a) 問題行動をおこさないように集会やHRで啓発する。

- b) 気になる生徒の情報交換を担任会議等で行い、その対応について共通認識をもつ。
- c) 登下校や廊下での挨拶を啓発する。
- d) 放課後の遅刻指導や、特別指導を全学年統一した考えのもと、強化する。
- e) 生徒指導の年間計画を立て、意図的・組織的な指導に努める。
- f) 集会やHRで登下校時の交通ルールの遵守を指導する。
- g) 1年生に「自転車交通安全講習会」を実施するとともに、年間を通じて交通ルールを指導する。
- h) 全学年統一した頭髪指導を行う。

(4) 進路指導の方針

- 1) 生徒自身が希望する進路が実現できるよう、各学年に応じた、職業観を養い、自身の進路、生き方について考えさせる機会を与え、段階的に進路選択意識の高揚を図るべく指導する。
- 2) 本年度重点となる教育目標・計画
 - ①進路閲覧室の資料の整備、進路の手引きや進路に関する雑誌の配付、ポスター及びパンフレットの掲示等、進路選択のための情報を適宜提供する。
 - ②進路希望調査の実施により、生徒自身が希望進路を確認し、担任及び保護者との意思疎通を図る。
 - ③「スタディーサポート」「進路マップ」、外部模試等を積極的に活用し、入学時からの学力の推移を生徒及び担任、教科担当が客観的に分析し、進路実現に生かせるように支援する。
 - ④学年による進路HR、希望分野における説明会、総合的な探究(学習)の時間の進路講座、また進路閲覧室における進路相談等を充実させ、さまざまな選択肢の中から、自らの進路を選択できる環境を整える。

5) 人権尊重の教育の方針

(1) 本年度の達成目標

①基本方針

人権教育委員会を中心に、人権3法や府人権関係3条例をはじめとした人権教育に係る国及び府の関係法令に基づいて、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」及び「人権が尊重された教育」の推進に努める。

- a) 教職員の共通理解を深め、教職員一人ひとりが実践力を身につけるため、職員人権研修を実施する。
- b) 本校の課題に即した、3年間を見通した人権教育計画を立てる。
- c) 学校行事を含め、あらゆる教育活動において、生徒の人権が尊重されているかを点検する。
- d) 外国籍生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名使用ができるよう働きかける。また、日本人生徒も含めすべての生徒が互いの違いを認め、尊重し合える態度を育成する。
- e) 人権教育の推進に向けて、地域、関係諸機関・団体等との連携に努める。
- f) 人権教育委員会の会議を基本的に毎週実施する。

②本年度の具体的取組計画

a) 外国人教育の充実

- ・外国にルーツを持つ生徒・外国人生徒の把握を行い、相互交流を促しながら、アイデンティティ確立の支援を行う。
- ・韓国・朝鮮籍生徒には朝鮮奨学会の奨学金受給を積極的に勧める。
- ・第2学年を中心に、LHRで外国人教育・多民族多文化共生教育・国際理解教育に力を入れる。

- b) いじめ防止対策推進法、及び「大阪府いじめ防止基本方針」の趣旨を受け、いじめの「未然防止」「早期発見」に努め、いじめ事象が生じた場合は厳正に対処する。またいじめの未然防止・早期発見のため、2学期にいじめアンケートを実施する。

(2) 人権教育計画

- ①各教科・科目の授業において人権問題を積極的に取り上げ、効果的な学習を推進する。その際、同和問題、在日外国人問題、障がい者問題、男女平等の問題、性的マイノリティ、セクシュアルハラスメント、いじめ等の様々な人権課題を通じて、人権尊重の態度形成をめざす。
- ②ホームルームなどで、差別の現実と実態を見つめる中で、自らの生き方に関連させて、人権を主体的に捉える態度を育成する。
- ③生徒の感想文等から人権学習の点検を行い、より身近で分かりやすい学習を推進する。
- ④近畿統一応募用紙が生まれた背景や趣旨を示しながら、就職差別を許さない態度を育てる。

(6) 健康管理と指導の方針

1) 本年度の達成目標

- ①保健組織運営の拡充及び職員協力体制の確立。
- ②主体管理を促進し疾病の予防・治療を徹底する。
- ③環境管理の強化、特に清掃活動、安全点検、衛生検査の促進を図る。
- ④学校管理下における事故防止に努め、安全点検、安全教育の徹底を図る。
- ⑤教育相談委員会とも連携し、保健室の健康相談活動を充実させる。

2) 学校保健安全計画

① 学校保健計画

a) 目標の①について

- ア) 生徒集会、各学年会、ホームルーム等、機会があるごとに健康観の確立に努める。また全教職員・生徒が正しい健康観を理解するため、生徒保健委員会活動の促進をはじめ、学校保健計画の実施や環境管理について積極的に協力出来る体制を確立する。
- イ) 保健・文化部会、学校保健委員会、生徒保健委員会、その他保健に関する諸会合を定期的に、又必要に応じて開き、連絡調整を充分に行い運営の円滑化を図る。
- ウ) 生徒保健委員会の各学年の管理班（1年生）・PR班（2年生）・清掃班（3年生）の活動を活発に推進するとともに、生徒が自主的・積極的に実践するように指導する。

b) 目標の②、③について

- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等、専門家と緊密に連絡をとり、健康相談・学校環境整備の充実を図る。また、養護教諭とホームルーム担任とが積極的に協力し、健康問題のある者は自らで解決する主体管理的態度を養う。環境管理においては互いに安全を確かめあい、衛生に留意し環境美化に努めるように指導する。
- ア) 一般生徒に対しては日常生活について健康な生活が確保できるよう指導の徹底を図る。特に薬物乱用防止、性感染症教育の推進、熱中症、食中毒の防止に努める。
 - イ) 疾病のある者に対しては疾病の内容により、保護者と連絡を密にし、学校生活におけるの注意点などを確認を徹底する。
 - ウ) 全職員及び生徒保健委員が点検をして校内環境美化の徹底を図るとともに、定例の大清掃日を設けて全生徒による清掃を実施する。
 - エ) 定期的に、環境衛生検査（飲料水、照明、空気等）を実施する。
 - オ) 生徒会活動と協力し、校内緑化の充実をめざす。
 - カ) 校舎・校具の使用基準を守らせる。（安全の確認と公共物を正しく使用し、大切にす態度）

c) 目標の④について

a) 安全教育

- ア) 常に安全点検の実施を励行し、危険のない環境にするとともに、安全に徹した行動が出来るように努める。
- イ) 教科学習において、校内・校外の安全に関する特記ニュースを教材とし、また、学習用の教材・教具の取り扱いについての知識と技能を理解・習得させ、安全に対する知識と行動力を養成する。

b) 安全指導

- ア) 安全教育の効果が日常生活に実現されているかどうか、また、生徒が自主的に実施しているかどうかについて、ホームルームや生徒保健委員会等の活動を通じて、その効果を実現していくように関係の部と協力して指導する。
- イ) クラブ活動においては、健康管理の重視と共に、日常の練習が合理的・効果的であるように関係の部と協力して指導する。
- ウ) 保健学習をとおり、また講演会等を実施し、救急法などを指導徹底する。

c) 安全管理

ア) 物的対策

校内における体育器具・用具は勿論のこと、学校内の施設面で安全の上から問題点があるか否かを巡回し、発見した場合は早急に処置して万全を期する。

イ) 人的対策

グラウンド・コート・道場・体育館・プール等は使用規定を設けている。危険な行動をとるなど規定外の使用をしたときは、その都度強く指導する。

3) 本年度の具体的取組計画

- ①生徒自身の保健・環境美化に対する意識の向上を図る。
- ②熱中症や感染症発生を予防するための環境・体制作り。

- ③生徒保健委員会の活性化。
- ④校内美化の徹底。

(7) 学校組織の運営方針

1) めざす学校像

① 育てたい生徒像

(開発創造) 自分で創意工夫でき、(和衷敬愛) おだやかで思いやりをもって人に接することができ、
(質実剛健) 自分を律し社会に貢献でき、新しいことに取り組もうとする生徒
その精神のもと、自分の頭で考え、自分の言葉で表現する力の育成

② 重点課題

自分の頭で考え、自分の言葉で表現する力の育成

- (あ) 生徒の学力を高め、進路を保障
- (い) 生徒の活力を高め、充実した学校生活
- (う) 教員の指導力を高め、良き教育環境作り
- (え) 保護者・地域との関係強化

2) 本年度の具体的な取り組み計画

- (あ) 学習における自律精神の育成、生徒参加型の国際交流、進路保障の充実
- (い) 生徒会活動・部活動の活性化、体験活動の重視
- (う) 教員の生徒一人ひとりへの対応力の育成、教職員が相互理解を深め信頼関係を構築
- (え) 保護者・地域との連携を深める、学校情報の更なる発信

3) 学校図書館の利用及び読書計画

- ①保健文化部が、図書館の運営に当たる。
- ②図書館の開館態勢を確立し、生徒が、昼休みと放課後に図書館を利用出来るようにする。(開館は原則として授業日の昼休みと、放課後午後4時45分までとし、館内閲覧と館外貸出を行う。)
- ③生徒図書委員会を設け、「図書館だより」の発行、新刊図書の紹介、読書会の開催、読書感想文コンクール、その他、図書館活動の円滑な運営に当たる。
- ④図書選定は、教職員、生徒の希望を受け、図書係で決定し計画的に購入する。

(8) 教員の研修方針・研修計画

1) 本年度の研修方針

- ①授業力向上に向け、組織的な取り組みの構築に向けた研修の活用
- ②校内授業見学会の実施、授業先進校及び中学校への視察
- ③人権教育研修の実施
 - (あ) 人権教育の目的・指導方針について全員の共通理解を得る。
 - (い) 生徒のホームルーム活動で有効に展開できるよう研修を強化する。
- ④各種研究会に参加するよう努め、各自が、教科・分掌に関連した研修に参加する機会を積極的に活用する。

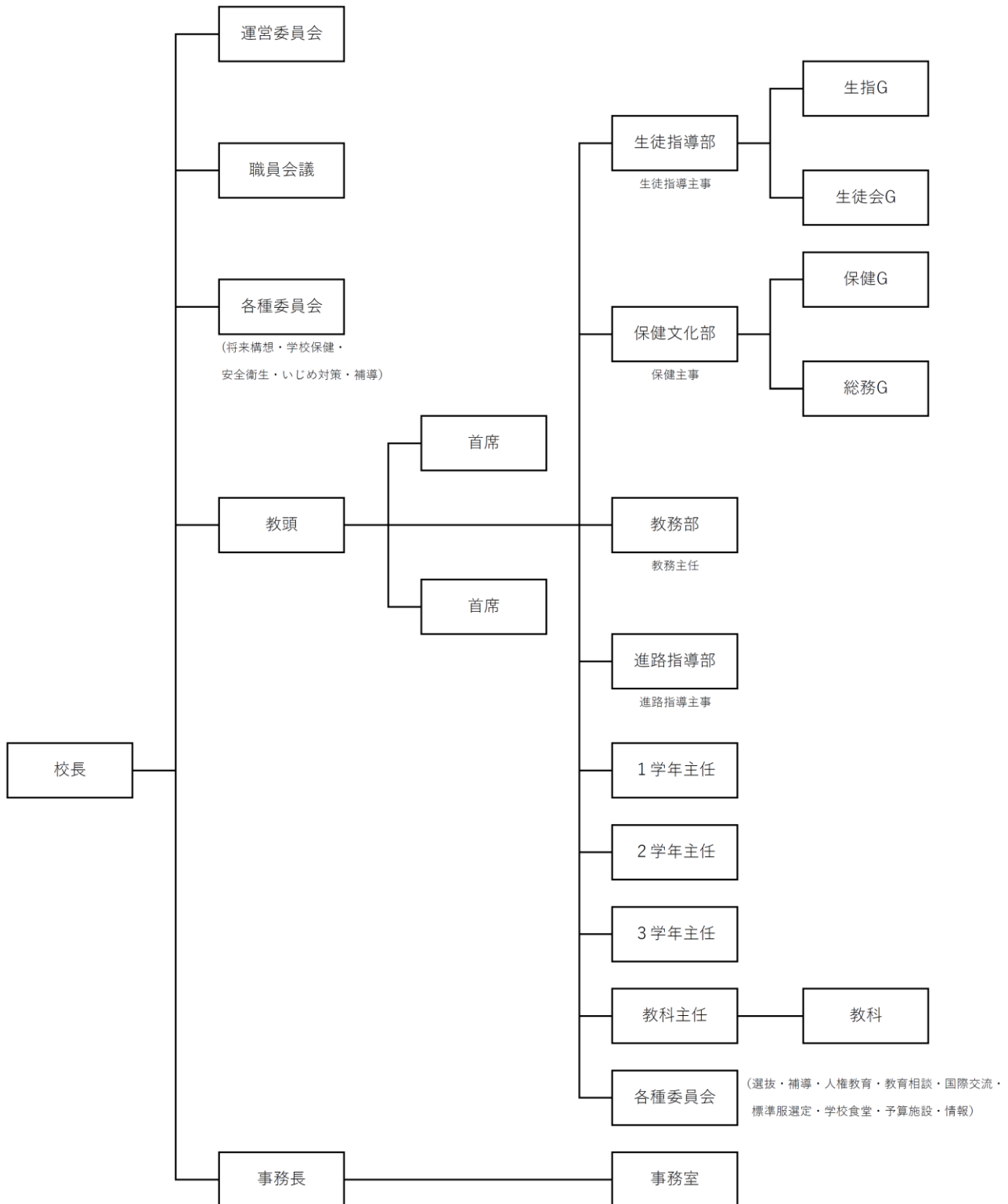
2) 年間計画

- ①全教職員による研修
 - 長期休業中や短縮期間中または校長が定める日程で適時実施する。
- ②教科別研修
 - a) 各教科別に指導計画、授業進度、指導法や評価などについての研修を適時実施する。
 - b) 教育実習生の指導を兼ねた公開授業(6月)に実施する。
 - c) 府教育センター、各教育研究会等への積極的参加とその成果の教科へ還元する。
- ③ 学年・分掌別研修
 - a) 学年別の会議(週1回)
 - b) 特別活動実施のための研修会(適宜)
 - c) 人権ホームルーム実施のための研修会(適宜)
 - d) 総合的な探究の時間の実施のための研修会(適宜)
 - e) 進路指導に関する研修会(適宜)
 - f) 各分掌に関する研修会(適宜)

2 校務分掌

(1) 全体組織

【分掌長名等は個人情報保護のため、記載省略】



(2) 各種委員会

○運営委員会

校長、教頭、首席、事務長、教務部長、生徒指導部長、生徒会G長、進路指導部長、保健文化部長、総務G長、各学年主任（3名）

○将来構想委員会

校長、教頭、首席、校長が指名する他若干名

○入学者選抜委員会

教頭、首席、教務部長、各教科（計18名）

○学校保健委員会（兼 校内食物アレルギー対応委員会）

校長、教頭、事務長、保健文化部長、養護教諭、学年主任（3名）、衛生管理者（有資格者1名）、学校三師、保護者代表 （アレルギー対応は必要に応じ、家庭科教員、関係教員（担任・部顧問等））

○安全衛生委員会

校長、教頭及び事務長（安全衛生管理者に準ずるもの）、保健体育科教諭（衛生管理者）、養護教諭、産業医、職員代表2名

○いじめ対策委員会

校長、教頭、首席、生徒指導部長、各学年主任（3名）、養護教諭、教育相談主任、人権教育主任、当該生徒に係る学級担任、関係教職員

○補導委員会

校長、教頭、生徒指導部長、生指G担当、各学年主任（3名）、当該担任

○人権教育委員会

教頭、人権教育主任、首席、生徒指導部、進路指導部、各学年（3名） *各部・各学年は兼任できる

○教育相談委員会

教頭、教育相談主任、保健部より1名、養護教諭、各学年より2名（内1名は学年主任とする）

○国際交流委員会

教頭、事務長、国際交流主任、各学年より担任1名・副担任1名ずつ

○標準服選定委員会

教頭、事務（1名）、首席、生徒指導部長、生徒会G長、総務G長、他若干名

○学校食堂委員会

教頭、事務室（2名）、首席、生指G長、生徒会G長、保健文化部（1名）

*必要に応じて生徒会執行部代表、食堂業者代表を招集する

○予算委員会

教頭、事務室（主査）、総務G長

○情報委員会

教頭、首席、情報科、各学年より1名

○教科主任会

教頭、首席、各教科主任

※Gはグループを示す

(3) 学年主任、ホームルーム担任一覧表

【個人情報保護のため、記載省略】

(4) 生徒会活動、部活動担当者（顧問）一覧表

【生徒会活動担当教員及び顧問については個人情報保護のため、記載省略】

	クラブ・同好会名	1年	2年	3年	計
運 動 部	陸上	4	7	12	23
	サッカー	22	20	15	57
	野球	12	4	13	29
	ハンド男	7	8	10	25
	ハンド女	0	5	4	9
	硬テニス男	0	4	10	14
	硬テニス女	2	0	2	4
	ソフトテニス	0	0	6	6
	水泳	6	7	12	25
	剣道	1	0	1	2
	卓球	4	3	5	12
	体操	2	0	1	3
	バスケ男	13	8	7	28
	バスケ女	5	5	5	15
	バレー男	9	4	6	19
	バレー女	7	5	6	18
	バドミントン	15	10	2	27
	山岳	0	6	5	11
	ダンス	22	14	8	44
	運動部合計		131	110	130
男女別加入人数		男子	217	女子	154
男女別加入率		男子	63%	女子	32%
文 化 部	ESS	3	9	0	12
	茶華道	0	0	2	2
	書道	2	1	4	7
	吹奏楽	0	2	0	2
	生物	1	1	0	2
	美術	3	1	10	14
	ファッション	0	1	0	1
	放送	1	1	0	2
	漫画研究	0	2	0	2
	写真	6	2	8	16
	軽音楽	26	27	12	65
	文化部合計		42	47	36
男女別加入人数		男子	32	女子	92
男女別加入率		男子	9%	女子	19%
男女別加入人数		男子	249	女子	246
男女別クラブ加入率		男子	73%	女子	51%
クラブ部員合計		173	157	166	496
クラブ加入率		62%	58%	61%	60%